

令和6年度第3回
千葉市障害者施策推進協議会

令和6年11月27日

令和6年度第3回千葉市障害者施策推進協議会議事録

- 1 日時 令和6年11月27日（水曜日）午後7時00分～午後8時15分
- 2 場所 千葉市役所1階正庁
- 3 出席者
(委員) 大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、佐久間委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、村田委員、新倉委員、成田委員、白井委員、高山委員、高梨委員、内藤委員、山下委員、菊池委員
(事務局) 今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名
計31名
- 4 議題
 - (1) 情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例骨子（案）に係るご意見について
 - (2) 条例素案について
- 5 議事の概要
 - (1) 情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例骨子（案）に係るご意見に事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
 - (2) 条例素案について
事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
- 6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ただいまより、令和6年度第3回千葉県障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日は、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第、続いて、座席表、委員名簿、千葉県障害者施策推進協議会条例。資料1といたしまして、「条例骨子と前回出たご意見」、資料2といたしまして、「(仮称)千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案」、資料3といたしまして、「(仮称)千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案について」、資料4といたしまして、「(明石市)手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」、また、参考資料といたしまして、明石市のパンフレット(条例制定後の取り組み)をお配りしております。

以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局局长、今泉よりご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局局长) 皆さん、こんばんは。保健福祉局局长の今泉でございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

10月26日から28日にかけて、佐賀県で「第23回全国障害者スポーツ大会『SAGA2024』」が開催されました。選手の皆さん、お疲れ様でした。「新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。」を掲げて行われたこの大会では、千葉県選手団の皆様をはじめとした選手たちの見事な活躍が、日本中に大きな勇気と感動を与えてくれました。また、全国各地から集まる選手や大会ボランティアの方々々と交流を深め、障がいのある人もない人もすべての人にスポーツの力が届き、多くの方の心に残る大会となったと考えております。

さて、本日の会議では、「千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」素案をお示しさせていただきます。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきますが、前回にご承認いただきました条例骨子の内容をもとに、条例の文章の形に起こしたものとなっております。委員の皆様方には、それぞれ専門的な立場から、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) では次に、本日の協議会でございますが、出席予定の千葉公共職業安定所の神子委員がまだ到着されておりませんが、委員24名中、現状23名のご出席をいただいておりますので、千葉県障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉県情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それではこれより議題に入らせていただきたいと思います。議事の進行について、大濱会長、よろしく願いいたします。

(大濱会長) 皆様こんばんは。コロナとインフルエンザが少しずつ流行しております。私のクリニックでも、本日コロナが3人、インフルエンザが2人、また市内の小中学校ではすでに学級閉鎖の学校も出てきています。10月から高齢者のコロナの予防接種とインフルエンザの予防接種の定期接種が始まっておりますが、コロナの接種率が今の所11.1%とかなり低くなっております。やはり予防接種を受けていますと、重症はしないと言われてますけども、まさしくそうだと思います。先日、当クリニックへ若い方がコロナでみえましたが、かなり重症でしんどそうでした。確認したところ、ワクチンを1回も打っていなかったそうです。特に高齢者の方は重症化しやすいので、1月いっぱいまで定期検診を行っておりますので、ぜひ受けていただければと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)、「情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例骨子(案)に係るご意見」について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 皆さん、こんばんは。障害者自立支援課長の坪です。よろしく願いいたします。

それでは、資料1条例骨子と前回出たご意見について説明いたします。資料1をご覧ください。1ページ目の(ア)条例骨子は、前回皆さまにご承認いただきました条例骨子(案)だった資料を、(案)を取ってそのまま骨子といたしましたものを参考につけております。骨子作成の際にいただいたご意見については、3ページにございます。点字版は15ページから説明をしております。最初は条例の骨子が続いた資料となっております。

前回出たご意見をおさらいまで紹介いたします。

まず、(イ)の(1)「手話は言語である」ことの明記でございます。手話は、音声言語とは違い、目で見る言葉でありまして、文字とは音声言語を視覚化したものでありますが、生まれつき耳が聴こえないろう者の中には、文字が読めない方もいらっしゃって、こうした方々にとって手話は、社会参加のために欠かせない意思疎通手段であります。本来であれば、「手話は言語である」ことを定めた手話言語条例と、情報コミュニケーション条例は別で2本あったほうがよいと思うが、仮に一つにまとめる場合、「手話は言語である」ということを取り入れていただきたいというご意見がございました。このご意見は、手話は言語であるということ条を条文へ明記するだけではなく、委員の皆様ひいては市民の皆様は日本語とは全く文法が異なる言語であるということを知ってほしいという強い思い入れの表れと認識しておりまして、今後施策にも取り入れていきたいと思っております。

次に、(2)幅広いコミュニケーション手段の保障についてです。障害者差別解消法改正法の施行によって、民間事業者による合理的配慮の提供が義務付けられております。聴覚障害者の方が病院や行政の窓口で手続きをする際、筆談対応を求めると対応してもらえるが、民間企業ではまだ浸透していない、というご意見がございました。また、例えば難聴者が職場で仕事を教えてもらう際に、詳細を理解するためには筆談が必要だが、理解されづらいという課題がある。筆談という言葉条例に位置付けることによって、理解普及につなげていただきたいというご意見を頂戴いたしました。このご意見に関して、大濱会長から、先生のクリニック等では、「耳マーク」を置いており、実際に筆談対応していると

いう事例をご紹介いただきました。3つ目、盲ろう者の中には、生まれつき視覚及び聴覚に障害がある方だけでなく、後から障害状態となった方もおり、またその障害の程度も様々である。そのため、掌に文字を書いて読み取る方法や、指点字、または耳元で大きな声で話すなど、その人に合った様々なコミュニケーション手段が必要となるというご意見をいただきました。

そして、(3) 施策についてです。手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣については、全国的に制度化されている一方、視覚障害者への代筆代読支援については、ボランティアによる支援に留まっており、制度化している自治体はほとんどない。視覚障害の方が、仕事や資産などに関わる重要な契約を行う際などにも欠かせない代筆代読支援だが、ボランティアでは不十分な場合がある。ぜひ、代筆代読支援を制度化してもらいたい、というご意見をいただきました。次に学校教育の段階で、子どもたちに手話をはじめとした「障害のある人の情報取得、利用の重要性」を学ぶ機会を設けることは非常に重要である、実際に障害のある方から話を聴くなど、具体的な教育につなげてほしい、といったご意見がございました。

以上が資料1に寄せられたご意見でございました。皆様よろしくお願ひいたします。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますか。はい、平岡委員。

(平岡委員) こんばんは。平岡です。よろしくお願ひします。聴覚障害者にはろう者・難聴者・中途失聴者がいます。ろう者は手話を必要としています。私たち中途失聴者や難聴者はゆっくり話して聞く人もいれば、電話で話すことができる人もいるし、全く聞こえない人もおり、話せるが聞こえません。ですから、手話を使用しないということを知ってほしいです。ろう者は手話が必要ということは知られていますが、中途失聴・難聴者は話せるため配慮されなかったり大声で話されたりするなど理解されません。(1)「手話は言語である」ということは間違いありませんが、(2)幅広いコミュニケーション手段の保証の部分について、手話だけでないということ載せてほしい、伝えてほしいです。

(大濱会長) 平岡委員、ありがとうございました。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。ご意見の通り、聴覚に障害がある方は、ひとつはろう者の方、要は手話を主に用いて日常生活を送っている方、もう一方は中途失聴者・難聴者の方のように、途中何らかの原因で聞こえなくなったあるいは聞こえにくくなった方、中途がつかない難聴者の方の3つの方が主にいらっしゃいます。特に中途失聴者・難聴者の方は話すことができるが、非常に聞こえづらい、また私も経験があるのですが、大きな声で話せば聞こえやすいというわけではなく、かえって反響して聞こえにくい、はっきりと口元をみせて話した方がわかりやすい方もいる、要は様々であります。ですので聴覚に障害がある方も様々な方がいて、様々な支援が必要であるということ全文なり条文に明記していこうと思います。

(大濱会長) はい、平岡委員よろしいでしょうか。では、その他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。高山委員。

(高山委員) 千葉市身体障害者連合会の高山です。耳マークはどこでどのように入手できますか。

(平岡委員) 耳マークは30年から40年前に難聴者のために名古屋のお医者様が作りました。全日本中途失聴・難聴者協会へ申し込めば送付されます。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。耳マークの最初の経緯は平岡委員の仰る通りで、私も正確に初めて知りました。現在市役所では作成し、配布したりはしていません。全国の中途失聴・難聴者協会様のホームページで耳マークを印刷し、プレートに入れているのが実情です。これからは平岡委員が仰る通り耳マークをはじめとして、聴こえにくい方の支援を行っていく必要がありますので、無料で配布できるか等は別ですが、入手方法等を発信していこうと思います。そのうえで何かお助けできることがないか考えていきたいと思っています。

(大濱会長) 高山委員どうぞ。

(高山委員) 先日まち歩きへ参加した際に気づきましたが、耳マークは役所の窓口にはおいてありましたが、民間の店舗等にはおいておりませんでした。民間の店舗へ普及させる必要があると思います。

(大坪障害者自立支援課長) 仰る通り、街の中でどこでもみるという状態ではないと思っております。他市では耳マークではありませんが、例えば点字のメニューを多数の飲食店へ置いている等聞いたことがございます。どのように広め、成功したか他市を参考に学び、できるだけいろいろな方々の支援につながるよう方策を検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。積極的に色々なところで耳マークが見られるような状況にしてもらうことが大事だと思います。耳マークは市で作っていないとのことですが、聴覚障害者の協会で作られているものなのでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 今団体のホームページを調べておりますが、例えば無償で配布しているといった内容のものはないです。以前問い合わせを受けた際、全国の中途失聴・難聴者協会様のホームページに挙がっている耳マークの画像があるので、印刷等し、配置するよう案内いたしました。今後、平岡委員等に教えてもらいながら、できるだけ皆様が早く手軽に手に入る方法を探していきたいと思っています。

(大濱会長) そういうものを置くことによって、お店の人達の意識も変わってきます。責任をもって対応しなければならないという自覚になるとと思いますので、是非色々なところでお願い、お店の人達が自覚していただくことが大事だと思いますので、ご検討いただければと思います。それでは、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。それでは、以上で議題(1)を終わります。

次に、議題(2)条例素案について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、障害者自立支援課の大坪です。議題2について説明いたします。まず、資料2、資料3の2つをご説明するのですが、いったん資料3から説明いたします。点字版資料ですと、資料3は39ページでございます。条例素案自体は資料2なのですが、条例素案というのは、先ほど今泉のご挨拶にもあった通り、前回の骨子を条例の文章に書き起こしたものでございます。ただ、その文章を説明するよりも、骨子からどのように変更し、作成したのかを簡単に資料3で説明いたします。

まず、資料3の共通事項というところですが、この素案は、前回の会議でお示した条例骨子(案)の内容を基に、条例の文章の形に起こしたものとなっています。前回の用いた条例骨子の後半部分は箇条書きで内容を書いたのみで、まだ文章になっていませんでしたので、それを含め条例のイメージとなる文章にしたものでございます。次の条例の体系ですが、まずこの条例は骨子でご承認いただいた通り、手話は独自の体系を持つ言語であること、手話の習得、利用の権利の保障など手話言語条例の要素と、あらゆる障害特性に応じた情報の提供、利用及び支援者の確保、育成など情報コミュニケーション条例の要素の二つを一つの条例にした条例でございます。その要素を図示したものが、下の図になります。図の内容を読み上げますが、手話言語条例の要素は、先ほどお話した内容の他、手話を守り、引き継いでいくことなどがあります。一方、情報コミュニケーション条例の要素は、先ほど申した内容の通りでございます。それを足し合わせた1個のものが、千葉市の条例の体系になっております。

次に、条例の名前です。前回までは、情報コミュニケーション条例のような題名であったのですが、手話言語条例の要素もある条例でありますので、条例の名前は二つの要素で構成されることを明記するため、「(仮称) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」としております。

そして、条例の構成は前文と本文に分かれておまして、前文は法律の例えば何年、法律第何号等正式名称を書く等修正をしておりますが、骨子でご提示したものとほとんど変わらない内容でございます。

次に、条例の目的・基本理念・用語の定義(第1条～第3条)でございますが、まず前回の骨子に加えて、手話が独自の体系を持つ言語であるという言葉がありませんでしたので、これを書きまして、市として認識することを明記しました。次に、ろう者の方の定義ですが、聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者と明確にいたしました。また、コミュニケーション手段につきましては、手話、要約筆記のほか、ご意見のあった筆談、盲ろう者の方が主に使用する指点字や触手話、視覚障害者の方の代筆・代読などを位置付けました。そして、視覚障害者の方に特に障壁となるタッチパネルを代表とするスマートフォンを情報機器の一例に位置付けました。

その後、各主体の役割(第4条～第6条)については、手話の言語としての普及とともに、それを利用する権利の保障などを行うことを改めて明記しております。他は前回お示したものと大きく変わりはありません。

そして、具体的な施策(第7条～第15条)についてですが、ここにも手話の言語としての普及、それを利用する権利の保障などを明記しております。次に、情報の取得、理解、発信などに必要なものとして、コミュニケーション手段の充実及び情報機器の活用その他の環境整備を行っていくことを明記しております。ここは、特に手話通訳、要約筆記等の

代表されるコミュニケーション手段を充実するとともに、情報機器を正しく活用することを明記しております。そして、市民の方が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供にあたり、障害のある当事者、コミュニケーション支援者及び、学校を含む関係機関等と協力することを明記いたしました。これは、前回ご意見いただいた箇所
の反映でございます。

この内容を、盛り込んだ素案が資料2でございます。点字の資料ですと、戻ってしまう
のですが、25頁からが素案となります。

すべての文章を紹介すると長くなってしまいますので、簡単に触れて参ります。

まず、一番上が題名、先ほど申し上げた名前と素案と(仮称)がついたものとなります。
そして、前文が4つの段落で(目的)というところの前までが前文となっております。

次に第1条からは本文となりまして、目的、用語の定義と続いて参ります。このあたり
は骨子とほとんど変わらない内容となっております。ページをめくっていただきますと、
第3条(基本理念)、第4条(市の責務)、第5条(市民の役割)、第6条(事業者等の役割)、
ここまでは前回の骨子に先ほど申し上げた箇所を追加したものでございます。

そして、第7条(施策の推進)から文章体書き起こした内容でございます。ただ、盛り
込まれている項目は、骨子とほとんど同じになりまして、(1)手話の言語としての理解促
進、手話を利用する権利の保障等が第1号、コミュニケーション手段の充実や情報機器の
活用などが第2号、手話通訳等の養成がコミュニケーション支援者の育成が3号、その他
が第4号となっております。そのほか、第8条(財政措置)は施策を推進するため、必要
な財政上の措置を講ずるよう努めるものとなっております。第9条(当事者の意見聴取)
はまだ具体的にどこかと決めているわけではないのですが、制定の経緯もござい
ますので、今評議会様を一つの機関と想定しております。条例を作った後も推進でき
ているかどうかを確認するというところでございます。

そして、第10条(公共施設での啓発)、第11条(学ぶ機会の提供)には、先ほど申し上
げた学校と協力してというものが盛り込まれております。第12条(通訳者の設置、派遣
体制の整備)については、ご覧の通りでございますが、ここは特に資料3の箇条書きを
文章にしたものでございます。特に新しいことは盛り込んでおりません。第13条(障
害特性に配慮した情報技術の活用)は具体的内容がわかったところですが、市政に関
する情報を発信する際、及び行政上の手続きに情報技術を活用する際は、これを利
用することが困難な障害者に対し、代替手段を確保する等、障害特性に配慮した取
組みをするものでございます。例えば、視覚に障害がある方に対して、スマートフォン
上で手続きできますというだけでは足りないというようなことも、行政として率先
して配慮していきましようという意味が込められております。

最後は第14条(災害時のコミュニケーションの支援)、災害発生時、災害発生及び避難
に係る情報の発信並びに避難所等におけるコミュニケーションといったところに、あ
らゆる障害特性に応じた支援の充実を努めるという姿勢が掲げております。

駆け足でございますが、前回骨子との比較を踏まえまして、説明は以上となります。
皆様よろしくお願ひ申し上げます。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ござ
いますか。はい、山下委員。

(山下委員) 山下といいます。ご説明ありがとうございました。異論はなくて、一点小さなことのみなんですけど、第3条の付け加えてくださった、「手話は独自の体系を持つ言語である」、細かく言えば手話は独自の文法の体系を持つということだと思うので、書き足した方がいいのではないかと思いました。他の市の条例を確認した際、そのような書きぶりをしていたところもございました。以上です。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。仰る通りでして、わたしもろう者の団体にご指摘をいただきおまして、手話は音声言語と文法が全く異なるというのが独自の体系ということで、法規部門と話して、組み入れられるようにしていきたいと思えます。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、国本委員。

(国本委員) 千葉市聴覚障害者協会の国本と申します。色々ありがとうございます。ろう者、ろう話者、特にコミュニケーションの障害を持っております。手話が使えない社会で参加できない、一人ぼっちで孤立している状況です。情報コミュニケーション条例の中には、手話が入っている、手話が言語であるということは広まりません。情報コミュニケーションが先で、手話が後になると、手話が言語であるということが広がりません。手話は世界で言語として認められております。なのできちんとタイトルに手話が言語であると載せていただいたこと、感謝申し上げます。とても嬉しく思います。ありがとうございます。以上です。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。仰る通り、今までずっと特にタイトルに手話言語がなかったということで、ご心配なさっていたと思います。ここは市としてはっきりと手話言語の普及というものが独立した条例の目的であり、内容であると明記いたしました。2つの要素で1本の条例というのは、技術的にとても難しく、わかりやすく皆様に伝えるには高度な内容なのですが、お集りいただいた皆様で共有できる条例ということで、この形を取らせていただいております。

一方で、手話が言語であるということは、私もまだまだ勉強不足で、ちゃんと理解していないところもあると思いますので、会をやっていく中で、手話は言語であるということを変更して皆様にご紹介させていただく機会が必要であると思います。この検討の進んだタイミングではありますが、皆さまのお時間をいただいしまうところではありますが、なんらかの方法を考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(大濱会長) はい、国本委員よろしいでしょうか。平岡委員お願いします。

(平岡委員) 平岡です。一番はじめに申し上げた内容なのですが、資料2の第2条(2) ろう者について、「聴覚障害者のうち、手話を言語として」としているのは間違いありません。ただ、先ほど申し上げた通り、中途失聴者・難聴者はコミュニケーション障害者なので、もう少しわかりやすく載せていただきたい。中途失聴者・難聴者の場合は要約筆記それから筆談が必要になってくるので、条例にそのことを明記してほしい。手話だけではないこ

とをわかってほしいです。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。仰る通り、このように書くと、聴覚障害者の方＝手話が必要という印象を抱かせてしまうと思います。ご意見の通り、これは聴覚障害者だけではなくて、他の障害種別の方も様々な困難さをもっておりますので、それがなるべくわかりやすいように、特にコミュニケーションに非常に困難さを抱える聞こえない方はいろんな方がいらっしゃるというのは、すべてを書いていくと条例として書ききれない可能性もございますが、可能な限り伝わるように推敲したいと思います。

(大濱会長) はい、平岡委員よろしいでしょうか。はい、他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。野崎委員お願いします。

(野崎委員) 野崎です。条例案で一種の揚げ足取りのように思われたら申し訳ないのですが、少し気になる箇所がございます。2 ページ、第 5 条（市民の役割）市民は、手話の言語としての理解を深めるとともに、障害者の情報取得、利用の重要性を認識、あるいは第 6 条（事業者等の役割）においても同じように記載されていますが、普通に読むと市民は健全な市民しか含まれていない、コミュニケーションに障害がない方を市民なり事業者として想定して、そういう方々は障害者に対し情報取得の支援をするように市の施策に協力するよう努めるものとするのと読めるのですが、明石市の方は同じところに市民は基本理念に対する理解を深め、市民あるいは事業者に障害がある方が含まれるより包括的な書き方をしているので、市民、事業者にコミュニケーションに障害がある方も含まれるような書き方のほうが、条例の基本理念にマッチした書き方になるのではないかと思います。

もう一つは、これまでの委員の方の発言を聞いていて思うのですが、手話が言語であり非常に重要であるというのはその通りであると感じます。障害者の方の中に手話以外にコミュニケーションの支援を必要とする方がいらっしゃると思いますので、様々なコミュニケーションがそれぞれ尊重されて、障害者の方の間に間断を生まないような包括的な条例であるほうがよりよいのではないかと思います。以上です。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。まず1点目の回答の前にすいません、私が資料の紹介を忘れてまして、資料4に明石市の条例をつけております。失礼しました。点字版資料ですと45頁以降なのですが、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を一本にした条例として、聴覚障害者協会様からもモデルをすべきとご意見があるとともに、墨字で申し訳ないのですが、4頁にわたる紹介のパンフレットを印刷してつけております。条例をわかりやすく説明するものとして、こういう媒体が必要だとのことで提案をいただいております。この場を借りて説明いたしました。失礼いたしました。

その明石市の条例に、確かに包括的に障害のある、なしというのは市民の役割、事業所の役割という大きなところには書かずに、障害のない方だけが何かするというのではなく、皆さまで協力し合っていこうという理念でそういう文章にしていると思います。

あとは条例の目的が障害のある方の情報コミュニケーションの難しさをいかにこけさせないで文章を考えていければと思います。ただ、仰る通りで最終的には障害という言葉が無くなるのが理想だという人も多いですから、より高いところを目指し、文章にしていきたいと思います。ありがとうございます。

もう1つの質問についてですが、手話言語の普及は大事ではありますが、それだけではなく、手話言語を使ってコミュニケーションするのは障害の有無にかかわらず、皆様と共に生きていくためのものですので、そういったことが伝わる、続くようにこの条例を進めていきたいと思います。ご助言ありがとうございます。

(大濱会長) はい、野崎委員よろしいでしょうか。国本委員お願いします。

(国本委員) ご説明いただいた通り、様々な障害者が公平に情報コミュニケーション支援を選択できるような環境がとても大事だと思います。ただ、情報コミュニケーション条例の中に手話が下に書いてある状況です。手話言語の権利があいまいになっております。聴こえない人やしゃべれない人の社会参加が弱まっていることがとても心配です。手話が言語であるということトップにいたもので、コミュニケーション保障を定めていただきたいです。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。皆様のご異論がなければ、今の条例の形はそのままよりよい文章にしていくという方向で、骨子からご承認を得てすすめておりますので、この形が大きく変わる、例えば手話言語条例の中身が薄くなっていく等そういうことは考えておりませんし、皆さまも同じだと思いますので、そこはご安心ください。そのうえで、全員が共有できるものを目指していきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(大濱会長) はい、国本委員よろしいでしょうか。では、山口委員。

(山口委員) ありがとうございます。千葉県手話通訳問題研究会千葉市班の山口と申します。野崎さんからのご意見なるほどと思いました。ありがとうございます。様々な障害がある方皆さんコミュニケーションの方法に色々不便を持っている、それをみんなが情報取得しやすい形、発信しやすい状況を作るための条例がコミュニケーション条例だと思います。

国本委員が条例に手話は言語であるということを入れていただきたいと仰っていますが、私も同じ意見です。何故私たちがそこに拘るかといいますと、コミュニケーションの方法、聴こえる私たちは音声言語を使っています。聴こえない方たちは視覚言語の手話を使っています。手話は日本語と同じでしょと思われるしまうと、何故ホームページで文章を読んでも理解できないのかとか、日本語で書けばわかるでしょとか、日本語と手話が別物ということを知っていただかないと、手話を使う方たちが社会参加しづらい状況になってしまいます。そのために、手話は言語であるということが認められ、日本でも障害者基本法に規定されたことは、手話を使う方からすると大きな出来事で、千葉市の条例に入れていた

だくことで、やっど皆さんと同じ高さに立てる、すごく失礼な言い方ですが、聴こえない人は皆様とコミュニケーション取ることが本当に大変だった、それを手話は言語であると条例（案）に入れていただいたことで、やっど皆さんと同じ高さに立ち、これからコミュニケーションを取りましょう、そういう社会にしましょうという条例なのかなと思います。国本委員も私も、手話は言語であるとタイトルや条文に載ったこと、本当に感謝しております。

私からお願いがございます。用語の定義についてなのですが、まず1つが先ほど平岡委員が仰った聴覚障害者という定義の中に、ろう者、中途失聴・難聴者がいることを加えていただくとありがたいなと思います。それから、社会的障壁という用語について、明石市の条例には、条例の用語の定義に明記しておりましたが、千葉市の場合、用語の定義に明記されていません。社会的障壁という言葉はとても大切な言葉だと思います。様々な障害を持っている方たちが、社会参加しやすい条例にするためには、この単語も用語の定義へ入れていただけたらと思います。以上です。

（大濱会長） はい、事務局どうぞ。

（大坪障害者自立支援課長） ありがとうございます。まず、手話言語につきましては、仰る通りで、ろう者の方のいわゆるアイデンティティであり、非常に大事であるということですので、引き続き尊重して参ります。用語につきましては、ご意見を踏まえ、今回頂いた意見を反映し、次回の会議でお示ししたいと思います。以上でございます。

（大濱会長） はい、よろしいでしょうか。高梨委員お願いします。

（高梨委員） 意見が1点、要望が1点です。第9条（当事者の意見聴取）があったかと思いません。

先ほど耳マークの件があるとおおり、いかに普及を図るかということが大きな課題になるかと思えます。条例としてできた以上は、いかに推進していくのか、そしてどれだけ実効性が上がったかを検証していくことが大事だと思います。他市ですと、意見聴取の場として施策推進協議会の設置が規定されているところがあります。今回千葉市の条例の場合は、どこが推進母体となっているのか、はっきりと外から見えない。社会福祉審議会がある施策である以上、毎年の進捗状況を検証しているわけですので、是非実効性の上がることかつどこが推進母体になっているのか明確になるよう規定していくべきであると思えます。

2つ目は要望です。代筆代読の件、視覚障害について入れていただいたのはありがたいのですが、施策の中で手話通訳や要約筆記者の派遣というのがあり、これは既にやっていることを記載しているのみなので、せめて代筆、代読支援者の派遣の検討等、条例ではっきりと触れた以上は前向きな表現を付け加えていただきたい。条例に書かれているか否かは今後の施策の進捗状況に大きくかかわってくると思えますので、自立支援課としてはまだ制度になっていないので、書くと財政事情等が出てくるかと思えますけれど、もう少し一歩踏みこんだものにしていただきたいです。また、視覚障害にとっての情報機器は様々なものが出てきています。スマホを使ったアプリもそうですが、スマホだけが情報機器ではないので、スマホを含めた情報機器の活用とその訓練、支援を明確に位置付けていただいたらありがたいと思えます。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。まず、仰る通りご要望含めて、一言でこの場でどうするというのには申し上げにくいのですが、条例というものにどう表現できるか等検討し、ご要望、ご意見についてお答えしていきたいと思っております。簡単ではございますが、以上でございます。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。それでは、加藤清道委員をお願いします。

(加藤清道委員) 千葉盲ろう者友の会の加藤です。手話は言語であるということ、これは素晴らしいことであると思っております。

しかしながら、これは視覚情報ということです。視覚にも障害がある盲ろう者の場合は、手話をコミュニケーション手段とすることは難しい。途中で聴覚だけでなく視覚にも障害が出てきた者にとって、手話をするのは大変難しい。そのため、盲ろう者は触手話をコミュニケーション手段を使うと先ほど言われましたが、触手話については一般の人にはあまり知られていません。ですから、多いのは手に文字を書いてもらう、これを読み取るという方法です。これなら、誰とでも一人でコミュニケーションを取ることができます。盲ろう障害の人のためのコミュニケーション手段、手の平書きを書き加えてほしいなと思っています。以上です。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。今条文にも一部書いておまして、後はどのように書くかとともにどのように普及していくかそういうことが大事だと思っておりますので、施策と共に考えていきたいと思っております。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。それでは、松浦委員をお願いします。

(松浦委員) 千葉商工会議所の松浦と申します。条例案第6条(事業者等の役割)に障害者の方に対して合理的配慮をするように努めなければならないとなっておりますが、先ほど高山委員からあったように、民間の事業者が中々筆談や点字のメニューが市内に普及していないとのご意見がございました。明石市の条例の方には、事業者が合理的配慮を行うことができるよう市が支援をするという風に市が責務として書いてありますが、千葉市の条例の場合そこまでは踏み込んで書かないということなのではないでしょうか。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい。ありがとうございます。まず、明石市の条例が施行されたときは、民間事業者の方の合理的配慮は努力義務でした。しかし、今年4月に法的義務になっておりますので、法的な要請がこの時代より強くなっております。法的な義務感が変わったということは踏まえる必要がありますが、事業者様のご苦勞があると聞いており

ますので、施策面等で忘れずきちんと支援していきますので、ご安心ください。

(松浦委員) 是非よろしくお願ひします。ありがとうございます。

(大濱会長) 貴重なご意見ありがとうございました。
今回いただいたご意見をふまえて事務局で条例案を作成し、次回の協議会であらためてお示しさせていただきます。それでは、以上で議題(2)を終わります。これまで協議した内容を踏まえ、事務局より何かございますでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長)

はい。ありがとうございます。今会長の仰った通り、年明けにもう一度案を提出させていただきますので、ご審議よろしくお願ひします。

(大濱会長)

以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。これをもちまして、令和6年度第3回千葉県障害者施策推進協議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは司会に戻ります。委員の皆様、お帰りの際、お忘れ物がございませんようお気をつけてお帰りください。

また、市役所駐車場ご利用の皆様は、受付でお預かりしました駐車券をお渡ししますので、受付にお立ち寄りください。それでは、本日も慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。

午後8時15分閉会